

## 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会規約第 8 条第 2 項の規定に 基づく協議書

石狩市長、厚田村長及び浜益村長（以下「関係市村の長」という。）は、石狩市・厚田村・浜益村合併協議会規約（以下「規約」という。）第 8 条第 2 項及び石狩市・厚田村・浜益村合併協議会規約に関する協議書（以下「規約に関する協議書」という。）第 2 の第 3 項に規定する関係市村の長が協議して定める事項その他必要な事項について、下記のとおり協議したので協議書を取り交わす。

### 記

#### 第 1 協議して定めた事項

規約第 8 条第 2 項及び規約に関する協議書第 2 の第 3 項に規定する委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 北海学園大学教授 佐藤 克 廣
- (2) 北海道石狩支庁地域政策部長 遠藤 憲 治

#### 第 2 協議内容の変更について

この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わすものとする。

#### 第 3 協議の発効

この協議は、平成 15 年 1 月 27 日から発効する。

この協議の成立を証するため、本書 3 通を作成し、関係市村の長が記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

平成 1 5 年 1 月 2 7 日

石狩市花川北 6 条 1 丁目 3 0 番地 2

石狩市

石狩市長 田 岡 克 介

厚田郡厚田村大字厚田村 1 8 番地

厚田村

厚田村長 牧 野 健 一

浜益郡浜益村大字浜益村 2 番地 3

浜益村

浜益村長 木 村 康 美